

清須市LINE運用方針

1 目的

清須市が管理する道路や公園の適切な維持管理のため、LINEが有する機能を活かし、市民の皆さんからの情報提供（通報）を官民協働の場と位置付けて受信し、かつ、市の取組やイベント等の行政情報を発信することを目的とします。

2 LINEアカウント名、ID及びURL

LINEアカウント名：清須市（以下「アカウント」という。）

アカウントID：@kiyosu_city

アカウントURL：<https://lin.ee/kdW79T7>

3 受信・発信内容

(1) 受信内容

清須市が管理する道路（陥没やひび割れ）・公園（遊具等の不具合）が分かる写真（遠景と近景）と、その場所が分かる位置情報や住所等

(2) 発信内容

市の取組、イベント等の行政情報

4 運営・管理

清須市企画部人事秘書課

5 利用方法

- (1) 市への情報提供（通報）は24時間可能ですが、市の受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分）に行います。
- (2) 緊急を要する場合は、市役所（代表電話 052-400-2911）まで直接ご連絡ください。
- (3) 受信情報は、市の道路・公園を適切に維持管理するための情報収集を目的にしており、市が管理している道路や公園であると特定できた場合のみ対処しますが、必ずしも補修等の対応を行うものではなく、土木課、都市計画課等の判断によるものとします。
- (4) 受信した情報、意見や問い合わせに対しては、個別返信はしないものとします。
- (5) 受信内容及びその対応結果は、月1回、市ホームページで公表します。
- (6) 回答を希望される場合は、執務時間内（午前8時30分から午後5時15分）に電話又は市ホームページからメールにてご連絡ください。
- (7) いただいた情報への対応については、受信から数日を要するものとします。

6 禁止事項

このアカウントによる禁止事項は次のとおりとします。

- (1) 特定の個人、団体、企業、国、地域を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つける内容
- (2) 他者の人権を侵害するおそれのある内容
- (3) 他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権など、清須市又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容
- (6) 法律、法令等に違反している内容、又は違反するおそれのある内容
- (7) 本人の承諾なく、個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) わいせつな表現など、公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (9) LINEの利用規約に反する内容
- (10) その他、運用上、他人に不利益を与えるなど、市が不適切と判断した内容

7 免責事項

- (1) 清須市の掲載する情報については万全を期していますが、その内容について正確性、完全性等を保証するものではありません。
- (2) 清須市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負うものではありません。
- (3) 予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合があります。
- (4) このアカウントは、LINE社のシステムにより運用されています。同社のシステム運用状況や、同社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な事象については一切お答えすることができません。

8 著作権等の扱い

メッセージ等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を本市に対して許諾したものとし、かつ清須市に対して著作権等の権利主張を行わないことに同意したものとします。

9 個人情報

清須市が掲載する情報については、清須市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、明示した利用目的の範囲内でのみ利用します。

10 お願い

- (1) LINEそのものの利用方法について、不明な点は、LINEヘルプセンターを参照してください。
- (2) 写真の無断転載はご遠慮ください。

11 お問い合わせについて

このアカウントの運営等に関するご意見やご質問は、お電話・ファックス・メールで受付します。

問い合わせ：人事秘書課秘書広報係 電話番号：052-400-2911
ファックス番号：052-400-2963
メールアドレス：jinjihisho@city.kiyosu.lg.jp

この運用方針は令和2年4月1日から運用します。